

そこが知りたい!

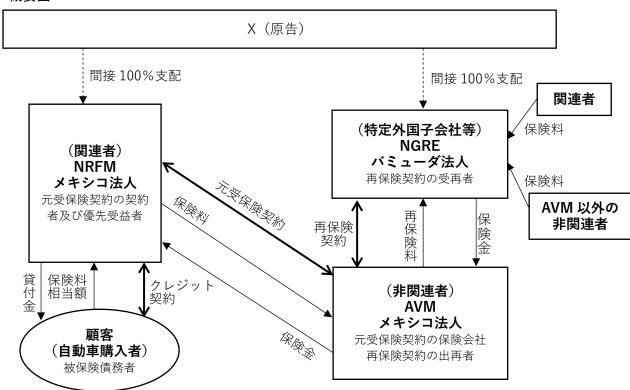
# 国際税務ニュースレター

# 今回のテーマ: タックス・ヘイブン税制における非関連者基準に関する裁判事例

タックス・ヘイブン税制(以下「TH 税制」)の適用を巡り、大手自動車メーカーX 社が課税処分の取り消しを求めていました。本事案は、TH 税制における適用除外(現行法における経済活動基準)における、非関連者基準の適用にあたって、特定外国子会社等が関連者との間の保険取引に関連者以外の者を介在させた場合の収入保険料の取扱いが争点になりました。東京地裁 2022 年 1 月 20 日判決では X が敗訴し、東京高裁 2022 年 9 月 14 日判決では X が逆転勝訴した後、国税庁が上告したことで、最高裁の判断が待たれていました。そして、2024 年 7 月 18 日に、最高裁において X の再逆転敗訴の判決が確定しました。そこで、この稿では、下級審の判断も含めた事件の概要及び、最高裁の判決について紹介します。

## 事件の概要等

# 1. 概要図



# 2. 主な当事者

- ① X:自動車製造・販売業を行っている日本法人。
- ② NGRE:保険業を行っているバミューダ法人。租税特別措置法(事件当時におけるもの。以下、 特段の言及がない限り、各法令において同じ。)上、Xの特定外国子会社等に該当。
- ③ NRFM:金融業を行っているメキシコ法人。同法上、NGREの関連者に該当。
- ④ AVM:保険業を行っているメキシコ法人。Xと資本関係はなく、同法上、NGREの関連者に該当しない。



# 3. 契約関係

- ① クレジット契約: NRFM が、X グループが製造する自動車を割賦で購入する顧客との間で、購入資金を貸し付けることを内容とする契約。この契約には、以下の定めがある。
  - 顧客において、生命保険契約を締約しなければならない。
  - ・ 当該保険においては、NRFM を最優先の受益者として指定しなければならない。
  - ・ 顧客が生命保険契約を締結しない場合、NRFMが、顧客を代理して同様の生命保険契約を締結でき、保険料を顧客から徴収できる。
- ② 元受保険契約: NRFM と AVM との間の生命保険契約であり、保険事故は顧客の死亡等である。 保険事故が発生した場合の保険金は、クレジット契約に係るクレジット債権残高相当額など、 クレジット債権に基づいた金額であり、その優先受益者は NRFM である。
- ③ 再保険契約: AVM が元保険契約において引き受ける保険リスクの 70%を、NGRE に対して再保険に付することを目的とする再保険契約である。

#### 4. 問題の所在

- ① 租税特別措置法上、特定外国子会社等に係る所得の金額は、原則として、親会社である内国法人の益金の額に算入され、合算課税の対象となる。しかし、当該特定外国子会社等が保険業を行っている場合、収入保険料のうちに、関連者以外の者からの収入が占める割合が50%を超えるとき(また、その他の要件も満たすとき)は、適用除外となり、このような適用除外の基準を「非関連者基準」という。ただし、収入保険料のうち、関連者以外の者からの収入について、当該収入保険料が再保険に係るものである場合には、関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険に係る収入保険料に限るとされている。この規定を「本件括弧書き」という。
- ② NGRE と AVM との間の再保険契約に係る再保険料(以下、「本件再保険料」という。)が、本件 括弧書きに定める収入保険料に該当する場合には、NGRE は非関連者基準を満たすため、合算 課税の対象とならない。逆に、当該収入保険料に該当しない場合、非関連者基準を満たさず、 合算課税の対象となる。
- ③ ②の判断を行うためには、元受保険契約が「関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険に係る収入保険料」に該当するか否かを判断しなければならず、つまるところ、本件括弧書きに照らし、元受保険契約の目的は何かが重要な問題となる。

## 5. 下級審の判決概要

- ① 東京地方裁判所は、元受保険契約の条項に照らして、実質的には NRFM のクレジット債権が「保険の目的」であるとの判断を行い、X の請求を棄却した。
- ② 東京高等裁判所は、以下の理由により X の請求を認容した。
  - ・ 本件括弧書きにいう「資産」や「損害賠償責任」は例示にすぎず、「関連者以外の者が有する 資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険」とは、関連者以外の 者の資産等に対する保険危険を担保する保険をいう。
  - ・ 元受保険契約においては、顧客の死亡等を保険事故事由としており、保険料の実質的負担者 は顧客であるため、元受保険契約は、顧客の生命等に対する保険危険を担保する保険であ る。



# 最高裁判所の判決

以下のように述べて原判決を破棄し、Xの控訴を棄却した。

- 1) 本件括弧書きの趣旨は、特定外国子会社等が関連者との間の保険取引に関連者以外の者を介在させた場合の収入保険料の取扱いを明確にし、上記の者を形式的に介在させることによって、非関連者基準を充足させ、同項の適用が除外されることとなるのを防ぐことである。
- 2) 本件括弧書きにいう「関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保 険の目的とする保険」とは、関連者以外の者の資産又は損害賠償責任に係る経済的不利益を担保 する保険をいうものと解すべきである。
- 3) 元受保険契約の実質に照らせば、再保険契約は、NRFM が有する資産であるクレジット債権に係る経済的不利益を担保するものであるため、NGRE は非関連者基準を満たさない。

# 解説

地裁判決及び高裁判決においては、元受保険契約の目的が直接判断されていました。そして、地裁判決においては、保険の目的は、実質的に NRFM が有するクレジット債権であるとされました。それに対し、高裁判決においては、本件括弧書きにいう「資産」や「損害賠償責任」は例示列挙であり、今回のような、顧客の生命、身体等に対する保険負担を担保する場合も含むものと判断しました。

最高裁判決においては、元受保険契約の目的は何かということについて、明確には判示されていません。つまり、本件括弧書きの保険とは、関連者以外の者の資産又は損害賠償責任に係る経済的不利益を担保する保険であると解したうえで、元受保険契約の実質に照らし、再保険契約に係る保険は、NRFMが有するクレジット債権に係る経済的不利益を担保するものであるとしたのです。

# お見逃しなく!

TH 税制は平成 29 年に大きな改正があり、今回の事件はその改正前のものでした。しかし、現行の TH 税制においても、租税特別措置法施行令 39 条の 14 の 3 第 28 項五号において類似の規定があるため、現行法においても、最高裁の示した解釈は参照されるべきものだと言えます。